

奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用し、奈井江町（以下「町」という。）の産業振興及び活性化につなげるため、寄附者への返礼品として贈呈する特産品やサービス（以下「特産品等」という。）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者は、次の各号すべての要件に該当しているものとする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が町内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、前段に規定する協力事業者からの提供ができない特産品等で、町長が認める協力事業者については、この限りでない。
- (2) 役員等（協力事業者が法人、団体である場合にはその役員又はその支社（支店）若しくは常時委託業務等の契約を締結する事業所の代表者を、協力事業者が個人事業者である場合にはその者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (3) 役員等が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (4) 町民税及び町に納付すべき公共料金（以下「町民税等」という。）を滞納していないこと。
- (5) 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、加工・サービスを行っていること。
- (6) 町からふるさと納税推進業務を委託された事業者（以下「委託事業者」という。）が必要とする書類の提示が可能であること。

(特産品等の要件)

第3条 特産品等は、次の各号すべての要件に該当しているものとする。

- (1) 町内において生産・製造・加工・販売・サービスの提供がなされていること。
 - (2) 町の振興及び活性化につながる特産品等であること（飲食物については、特産品等到着後5日程度一定期間の賞味期限が保証されるもの）。
 - (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの（ただし、製品の性質上期間限定、数量限定で供給可能であるものについてはこの限りでない）。
- 2 特産品等の価格が、送料を除き、消費税及び梱包料等の必要経費を含め、寄付金額の3割以下となるように寄付金額を定める。

(協力事業者及び特産品等の募集並びに審査)

第4条 協力事業者及び特産品等の募集は、随時行うものとする。

- 2 協力事業者及び特産品等の応募内容の審査のため、奈井江町ふるさと応援協力事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- 3 選定委員会は、企画財政課参事、産業観光課長及び保健福祉課長をもって構成する。
- 4 選定委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、企画財政課参事をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。
- 6 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者に意見を求めることができる。

(協力事業者の登録申請)

第5条 協力事業者の登録をする者は、奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、添付書類とともに提出するものとする。この場合において、委託事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途委託事業者に提出するものとする。

（協力事業者の決定）

第6条 前条の申請があった場合において町長は、速やかに登録の可否を決定し、その結果を奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者登録決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（協力事業者の登録取り消し）

第7条 町長は、協力事業者が第2条に違反した場合及びその他町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、協力事業者の登録を取り消し、奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者登録取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（特産品等の登録取り消し）

第8条 町長は、特産品等が第3条に違反した場合及びその他町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、特産品等の登録を取り消し、奈井江町ふるさと応援特産品等登録取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（特産品等の変更申請）

第9条 協力事業者は、特産品等の内容を追加又は変更（以下「追加等」という。）しようとする場合は、奈井江町ふるさと応援特産品等追加（変更）申請書（第5号様式）を提出するものとする。

（特産品等の変更決定）

第10条 前条の申請があった場合において町長は、速やかに追加等の可否を決定し、その結果を奈井江町ふるさと応援特産品等追加（変更）決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（協力事業者等の取りやめ）

第11条 協力事業者は、協力事業者又は特産品等の登録を取りやめる場合には、奈井江町ふるさと応援特産品等取りやめ報告書（第7号様式）を町長に提出するものとする。

2 取りやめ予定日については、事前に委託業者と協議の上報告することとし、取りやめ予定日以前に寄附者が希望した特産品等については、登録時同様の取扱いとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、奈井江町個人情報保護条例（平成17年奈井江町条例第9号）及び関係法令を遵守しなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要領は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

2 この要領の施行前に広告掲載契約を行った特産品等の寄附額については、第3条第2項を適用しない。

附 則（令和元年5月17日規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月1日規程第24号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第4号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規程第37号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者登録申請書

年 月 日

奈井江町長 様

(申請者)
所在地
名 称
代表者名
担当者名
電話番号(ファックス番号)
電子メール

Ⓔ

奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者募集要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、登録申請いたします。

なお申請にあたり、下記確認事項を確認済みであり、法人又は住民記録、町民税等の納付状況について調査されることに同意いたします。

記

特産品等(セット)の名称	価格
	円
	円
	円
	円
	円

【添付書類：「別紙1」又は同内容が記載された書類（特産品等1品毎に作成）】

※行が足りない場合は、適宜行を増やすか同内容を別紙に記載の上申請してください。

下記事項につきまして確認いたしました。

【ふるさと応援特産品等取扱いに係る確認事項】

- (1) 協力事業者及び特産品等は、要領第2条及び第3条の要件にすべて該当しており、要件に違反した場合及びその他やむを得ない理由が認められた場合には、登録を取り消されることに同意いたします。
- (2) 協力事業者は、特産品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等内容については町及び委託事業者へ報告すること。
- (3) 協力事業者は、町の産業振興及び活性化に積極的に努めること。
- (4) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用できないこと。（個人情報の取扱いについては、要領第12条の規定による。）
- (5) 町は、品質等に関する保証やクレーム対応などについては、一切の責任を負わないこと。
- (6) 町は、やむを得ない事情により、特産品等の取扱いについて、予告なく取扱いを停止することがあること。
- (7) 特産品等の取扱い開始時期については、特産品等の登録が決定した後に、協力事業者、町及び委託事業者で調整を行うこと。

【添付書類：別紙1（特産品1品毎に作成）】

特産品等（セット）名称	ふりがな
特産品等の内容（内訳）	
特産品等の価格（梱包費、消費税及び地方消費税額を含む。）	円
販売・発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定（ 月～ 月限定） <input type="checkbox"/> 個数限定（ 個限定）
特産品等（セット）の説明 ※アピールポイント等について記入してください。	※ 登録する特産品等の画像を添付してください。パンフレット等資料がある場合には、併せて添付をお願いします。
事業者情報	事業者ホームページ（ 有・無 ） ホームページアドレス（ ）
事業者業種・業務内容	
その他	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

奈井江町長

㊟

奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者登録決定通知書

年 月 日付奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者登録申請につきまして、下記のとおり決定しましたので、奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者募集要領第6条の規定に基づき、通知いたします。

記

1. 下記特産品等について登録する。

特産品等(セット)の名称	価格
	円
	円
	円
	円
	円

2. 下記特産品等について登録しない。

特産品等(セット)の名称	価格	登録しない理由
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

奈井江町長

㊟

奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者登録取消通知書

奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者登録を、下記理由により取り消しましたので、奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者募集要領（以下「要領」という。）第7条の規定により、通知いたします。

記

【取り消しの理由】

- 要領第2条の規定に違反したため
- その他やむを得ない理由があると認められたため

理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

奈井江町長



奈井江町ふるさと応援特産品等登録取消通知書

奈井江町ふるさと応援特産品等の登録を、下記理由により取り消しましたので、奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者募集要領（以下「要領」という。）第8条の規定により、通知いたします。

記

【取り消しの理由】

- 要領第3条の規定に違反したため
- その他やむを得ない理由があると認められたため

理由

第5号様式（第9条関係）

奈井江町ふるさと応援特産品等追加（変更）申請書

年 月 日

奈井江町長 様

(申請者)
所在地
名 称
代表者名
担当者名
電話番号(ファックス番号)
電子メール

㊞

奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者募集要領第9条の規定に基づき、下記のとおり特産品等の追加（変更）申請いたします。

記

特産品等の名称	追加(変更)内容		追加(変更)理由
	追加(変更)前	追加(変更)後	

※ 外形に変更がある場合については、必ず特産品等の画像を添付してください。

※ 行が足りない場合は、適宜行を増やすか同内容を別紙に記載の上申請してください。

第6号様式 (第10条関係)

年 月 日

様

奈井江町長

㊟

奈井江町ふるさと応援特産品等追加(変更)決定通知書

年 月 日付奈井江町ふるさと応援特産品等追加(変更)申請書につきまして、下記のとおり決定しましたので、奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者募集要領第10条の規定に基づき、通知いたします。

記

1. 下記特産品等について登録する。

特産品等の名称	追加(変更)内容	
	追加(変更)前	追加(変更)後

2. 下記特産品等について登録しない。

特産品等の名称	追加(変更)内容		登録しない理由
	追加(変更)前	追加(変更)後	

第7号様式（第11条関係）

奈井江町ふるさと応援特産品等取りやめ報告書

平成 年 月 日

奈井江町長 様

(申請者)
所在地
名称
代表者名
担当者名
電話番号(ファックス番号)
電子メール

㊞

奈井江町ふるさと応援特産品等協力事業者募集要領第11条の規定に基づき、下記のとおりを取りやめるので報告します。なお、取りやめにあたっては、既に下記予定日で委託業者と協議済みであり、当該日以前に寄附者から希望があった場合には登録時同様取扱いたします。

記

□1. 協力事業者登録の取りやめ（現在登録している全ての特産品等を取りやめ）

理 由	取りやめ予定日
	年 月 日

□2. 特産品等の取りやめ（現在登録している特産品等の一部を取りやめ）

特産品等（セット）の名称	価 格	理 由	取りやめ予定日
	円		年 月 日
	円		年 月 日
	円		年 月 日
	円		年 月 日
	円		年 月 日

※行が足りない場合は、適宜行を増やすか同内容を別紙に記載の上報告してください。